平成２５年（フ）第７１５号
熊本市南区近見３丁目13番15号　赤星アパート201、前住所福岡県春日市上白水９丁目43番地　フローラ博多南ＰａｒｔⅡ・106号
債務者　壹岐　篤嗣
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７１６号
熊本市南区近見３丁目13番15号　赤星アパート201、前住所福岡県春日市上白水９丁目43番地　フローラ博多南ＰａｒｔⅡ・106号
債務者　壹岐　詩織
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４８号
熊本市中央区八王寺町29番２号　302、前住所熊本市中央区南熊本５丁目１番30号　701
債務者　松本　康行
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４９号
熊本市中央区帯山１丁目39番５―104号　県営帯山第２団地、前住所熊本市北区龍田１丁目８番21号　白川ハイツ102
債務者　川越　　章
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
山口県防府市岸津１丁目２番43号　レオパレスシンセリテ107号
債務者　中村　和人
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２６号
横浜市港北区篠原町1080番地19　ベルピア妙蓮寺202号
債務者　久保木英雄
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６２号
横浜市神奈川区入江１丁目27番44号　カサバイヤ103号
債務者　岡崎　一人
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
大分県速見郡日出町大字藤原4617番地　大分県渓泉寮
債務者　長谷川るり子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前９時50分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
石川県小松市吉竹町ル72番地
債務者　齊官　俊明
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５１４４号
大阪市住之江区南港中５丁目６番21―406号
債務者　牧﨑　彰徳
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６３号
大阪市淀川区十三東１丁目16番16―202号
債務者　酒井　和子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７２号
大阪市平野区流町４丁目15番６号日野上マンション201
債務者　油上　未希（旧姓村木）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３６９８号
東京都江東区森下５丁目３―８―302
債務者　勝村　　潤
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７０２号
東京都中野区新井３丁目28―17
債務者　小春　　圭
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７０４号
東京都中野区本町４丁目43―11―402
債務者　日詰　貴之
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部